

建設委員会資料

平成29年2月28日

十条・王子まちづくり推進担当王子まちづくり担当課

国立印刷局王子工場用地の一部取得に関する協定書の締結について

1 要 旨

区と独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）は、区が計画する新庁舎の建設及び王子駅周辺まちづくりに伴う王子工場用地の一部取得に関する協議を進めてきた。

平成27年8月に締結した王子工場用地の一部取得に関する「覚書」では、協議事項が合意に至った時は、取得に向けた「協定書」を締結するとしている。

この度、協議事項について合意の見込みが立ったことから、新庁舎建設予定地を選定した後、「協定書」を締結する。

2 経 過

平成26年3月	企画総務委員会において「印刷局王子工場用地の一部を新庁舎建設候補地として、取得交渉を行うこと」を了承
平成26年4月	区から印刷局に対して王子工場用地の一部取得に係る協議を申し入れ
平成26年8月	印刷局から区に対して協議に応じる旨の回答
平成27年8月	「国立印刷局王子工場用地の一部取得に関する覚書」締結

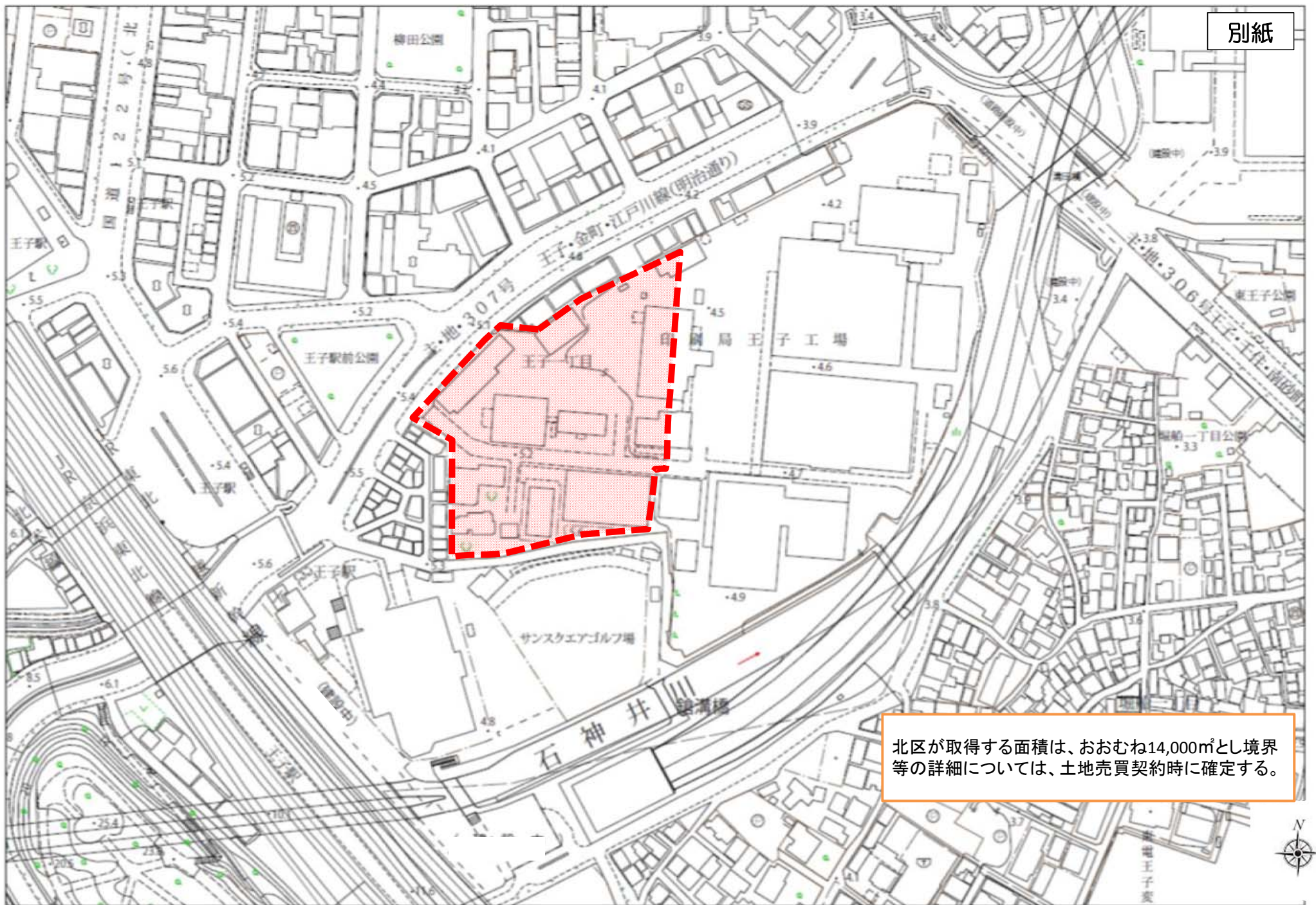
3 合意内容

- (1) 協定書は、区が計画する新庁舎の建設等のための用地として、土地を取得するために必要な土地売買契約の締結を円滑に進めることを目的とする。
- (2) 土地の売買契約は、平成35年度を目途に締結する。
- (3) 区が取得する土地の面積は、おおむね14,000㎡とする（別紙参照）。
- (4) 土地売買の実施に当たっては、印刷局が市場価格等を考慮して、適正な予定価格を定める。

- (5) 区が取得する土地に存する印刷局施設の動産移転費用、建物等の減価償却費の未償却残高及び建物解体費用については、区が補償し、土壤汚染、地中埋設物等の敷地整備に関する費用については、印刷局が負担する。
- (6) 区新庁舎と王子工場の敷地境界には境界標及び囲障を設置する。
- (7) 区が取得する土地については、印刷局は更地で引き渡すものとする。
- (8) 区及び印刷局は、区が計画する水害対策のための施設整備やその他防災に関する連携において、必要に応じて防災協定を締結する。
- (9) (8)に定めるもの以外においても相互に連携、協力を図り、必要に応じ、個別の協定等の締結を行うものとする。
- (10) 印刷局は区との共存共栄を図るため、区が計画する王子駅周辺のまちづくりにおいて、にぎわいの拠点の創出に協力する。
- (11) 区が取得する土地の隣地の越境物については、原則として印刷局の責任と負担において撤去する。ただし、土地の引渡し時まで撤去が完了しない場合には、印刷局は将来に向けて解消されるよう努める。
- (12) 売買価格、引渡しの時期、その他の売買契約締結に必要な事項は、土地売買契約書で定める。

4 今後の予定

新庁舎建設予定地の選定手続き（パブリックコメント・会派及び無会派議員からの意見聴取）を経た後、企画総務委員会において、「新庁舎建設予定地を王子工場用地の一部とする」ことについての了承を得た上で、「協定書」を締結する。



北区が取得する面積は、おおむね14,000㎡とし境界等の詳細については、土地売買契約時に確定する。